令和3年度の北星会館ふれあいまつりの中止について（お知らせ）

10月16日に予定しておりました 「第26回北星会館ふれあいまつり」は会館協力委員会委員長、副委員長と協議の結果、引き続き新型コロナウイルス感染症予防対策のため、中止することになりました。

皆様には深くお詫び申し上げます。

なお、教室生の作品展示、子どもたちの人権ポスター等の展示及び、講演会（第5回優・友・楽習会）は10月14日（木）に変更して行います。

壬生川小学校の児童が北星公園で地域や自然を学習しました

6月11日（金）2年生児童38名が生活科の「町たんけん」で北星公園に来ました。この学習を通して、子どもたちは学校の周りにある施設や自然などを学びます。

公園で初めに子どもたちが見つけたのは、カニでした。『カニのハサミで挟まれたら痛いかも』と思いながらも、勇気ある子どもたちは素手で上手にカニを捕まえて観察していました。

滑り台やブランコなどの遊具を使ってみんな仲よく遊んだ後、次の目的地へ向かって行きました。新しい発見があったかな。

北星会館だより

2021年
令和3年 7月発行
133号

住所　〒799-1341　西条市壬生川682
電話･FAX　0898-64-0321
E-mail　hokuseikaikan@saijo-city.jp

☆第1回　優･友･楽習会（ゆう･ゆう･がくしゅうかい）の開催☆　『地域で生きることを支える』

6月10日（木）市内小松の池さんグループ代表 池内大輔さんをお迎えして開催しました。

はじめに、池内さんが介護に関わるようになったきっかけを話してくれました。自分に優しくしてくれた高齢の祖父が施設に入り、だんだん体が不自由になっていく中、自分は弱っていく祖父に向き合うことができなかった体験から始まるそうです。

その後、池内さんは介護施設で働くようになりましたが、自分が考える理想の施設づくりを目指し「ディサービスセンター池さん」を設立し運営を始めました。当初は利用者も少なかったそうですが、理想の施設づくりが認められるようになると利用者が増えていきました。今では「通所介護事業所」「宅老所」「つどい場」「暮らしの相談所」など必要な施設を増やされています。高齢者から子どもたち、障がいがあるなし関係なく、どの人にも寄り添い、季節や自然を感じながら、普段の家庭生活が送れるような施設運営を続けています。

高齢で認知症になっても、身体が不自由になっても、その人らしく生きるためには、家族でも地域でも施設でも、その人に何が必要かを考えつつ、それぞれの人の価値観に基づいた支援を実行していける人と場所の存在が必要だと考えます。

・・・と熱く語られました。

第3回　優･友･楽習会のお知らせ（生涯学習講座）

日　時　８月６日（金）13:30～

演　題「歌って笑って心も体も健康に」

講　師　尾﨑由見子 先生　（音楽療法士）

第4回　優･友･楽習会のお知らせ（福祉講座）

日　時　９月６日（月）13:30～

演　題「コロナに負けるな　～頭と体の健康づくり～」

講　師　池之上卓治 先生　（河原医療大学校　作業療法学科長）

今日から西条市の認知症サポーター

6月17日（木）いきいき笑楽会（百歳体操）の代表5名が、認知症サポーター養成講座を受けました。西条市包括支援課の職員から、認知症の症状や判断について、治療や予防、接するときの心がまえ、支援の仕方、介護をしている家族の気持ちの理解について話を聞きました。その後DVDを見ながら具体的な支援の仕方について映像でも学習しました。

受講生には研修会終了後、認知症サポーターのカードが渡されました。

カードの裏には認知症の人への対応3つの心得

1.おどろかせない　2.急がせない　3.自尊心を傷つけない

と支援の心得が書かれていました。

ハラスメントしていませんか

ハラスメントとは、行為をした本人の意識の有無に関わらず、相手を不快にしたり、相手が尊厳を傷つけられたと感じさせる行為のことを言います。職場以外、地域や家庭でもハラスメントは起こっています。相手がどう思うのか思いやりを持って行動しましょう。

【パワハラ派生型】

○アルコールハラスメント（アルハラ）
権力を利用してお酒を強要する行為。

○エイジハラスメント(エイハラ)
年齢を差別して嫌がらせする行為。

○カスタマーハラスメント（カスハラ）
お客様という立場であることを利用して、店員に無理難題なことを要求する行為。

○カラオケハラスメント（カラハラ）
歌を歌うことが嫌いな人に対して、接待時等に無理やり歌わせる行為。

○ペイジェントハラスメント（ペイハラ）
患者の立場を利用して、医師や看護師に対して高圧的な態度をとる行為。

○テクノロジーハラスメント（テクハラ）
PCやスマホに詳しい人が、そうではない人に対してする嫌がらせ行為。用語で威圧感を与える。

【セクハラ派生形】

○ジェンダーハラスメント（ジェンハラ）
「男らしい」「女らしい」など、性別による差別をする行為。

○セクシャルハラスメント（セクハラ）
性的な嫌がらせをして相手に不快な思いをさせる行為。髪型や体型などに関する話題も該当。

○ソジハラスメント（ソジハラ）
同性愛者などは差別する行為。主に、レズビアン、ゲイ、バイセクシャル、トランスジェンダーなどの人に対して誹謗中傷や偏見な目で見ること。

【その他】

○家事ハラスメント（カジハラ）
相手が作った食事や洗濯や掃除に文句を言う行為。

○オンラインハラスメント（オンハラ）
インターネット上で誹謗中傷する行為。

○グルメハラスメント（グルハラ）
自分流の食事の作法を、相手にも強要する行為。

○ワクチンハラスメント（ワクハラ）
新型コロナウイルスワクチン接種をしない人への差別・偏見、嫌がらせ行為。

【人権相談日】

8月16日（月）　9月21日（火）

13:30～15:00

館職員が対応します。
お気軽にご来館ください。

【職業･生活等各種相談日】

8月18日（水）　9月15日（水）

13:30～15:30

近藤相談員が対応します。諸事情で開催日を変更する場合がありますので、お問合せください。